

# 企業主導型保育施設

## 利用中（予定）の方へのおしらせ



### 企業主導型保育事業とは

企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育ての両立に資することを目的として、国（内閣府）が推進している事業です。

認可外保育施設ではありますが、運営費や施設整備について助成を受けることで、認可保育所等と同様の運営を行うことを特徴としています。

企業主導型保育事業利用（予定）にあたり、教育・保育給付認定証の発行を希望される方については、お手続きが必要となります。

### 教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定を受けるには、保護者のいずれもが下記の「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。該当する保育を必要とする事由によって認定の有効期限、保育必要量（※注1）が異なります。認定証発行のための申込必要書類・提出先については裏面をご覧ください。

保育が必要な事由	有効期限	保育必要量
就労（週 12 時間以上週 30 時間未満）	児童の就学前まで （ただし、保護者が事由に該当しなくなった場合はその時点まで）	保育短時間のみ
就労（週 30 時間以上）		短時間・標準時間 どちらか選択可能
親族の介護・看護		
保護者の疾病・障害		
災害等		
妊娠・出産	出産予定日を含む月の前 2 ヶ月及び 出産日の属する月の翌々月末まで	保育短時間のみ
就学	保護者の就学期間満了日が属する月の月末まで	
求職活動中	入所希望日から 90 日経過後の月末まで	保育短時間のみ
育児休業中 ※育児休業対象児童の出産前に企業主導型保育施設 設入所後育児休業を取得した場合、在園児に関して 認定が可能です。	育児休業対象児童が 満 1 歳になる月の属する年度末まで	保育短時間のみ

（※注1）保育標準時間…最長 11 時間利用、保育短時間…最長 8 時間利用の計 2 区分となります。保育時間の設定は園によって異なります。

### 注意事項

- 最短で申込受付日以降の認定となります。遡っての認定はできません。
- 認定証の発行は申込受付日から 10 日から 14 日程度かかります。
- 既に認可保育施設を申込中であり、申込有効期限内であれば申請は不要です。  
ただし、申込の有効期限が切れている方、育児休業中としての認定証が必要な方は申請が必要となります。
- 育児休業中で認定証が必要な方は、必ず在園証明書が必要です。在園証明書については在籍している保育施設にお問い合わせ頂くか、ウェブサイトから印刷のうえ、在籍している保育施設に記載して頂いてください。
- 育児休業中の認定証発行には、育児休業対象児童の出産前に企業主導型保育施設を利用していることが必要です。

## 必要な書類

- ・教育・保育給付認定申請書（企業主導型保育施設用）
- ・同意書兼申込時確認シート（企業主導型保育施設用）
- ・**保育が必要な事由を証明する書類（保護者全員分）** ※以下の表参照の上、該当する書類をご提出ください。

保育が必要な事由	必要な書類
就労	就労証明書 ※育児休業中の方で、入園後 1 ヶ月以内に復帰する方は復職年月日の記載が必須となります。
育児休業中	就労証明書 ・在園証明書※利用中の企業主導型保育施設にて記載いただくものです。
介護・看護	要件証明書（「4.介護・看護の方」欄） ・被介護・看護者が障害者手帳がある場合は手帳のコピー ・被介護・看護者が疾病の場合は 要件証明書「2.疾病の方」欄における医療機関からの診断書
疾病	要件証明書（「2.疾病の方」欄） ・本人の記載に加え、医療機関の方にも記載してもらう必要があります。
障害	要件証明書（「3.障害の方」欄） ・障害者手帳のコピー
妊娠・出産	要件証明書（「5.妊娠・出産の方」欄） ・胎児の母子手帳（出産予定日記載欄）のコピー
求職活動中	要件証明書（「6.求職中の方」欄） ・ハローワークの受付票のコピー等
<b>該当者のみ</b>	<b>必要な書類</b>
ひとり親家庭の方	ひとり親家庭医療証/戸籍謄本/離婚届受理証明書/児童扶養手当証書/裁判所発行の離婚調停関係書類（呼出状・事件係属証明書）のうちいずれかひとつ
生活保護受給中の方	被保護証明書



現在の認定内容に変更があった場合は変更を希望する前月 20 日（土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日）までにお手続きが必要です。※認定期間が終了している場合は再度 1 からの申込が必要となります。

### ●必要な書類

- ・認定変更申請書
- ・**保育が必要な事由を証明する書類（該当保護者分）** ※上記の表参照の上、該当する書類をご提出ください。

### 書類入所方法・提出先

#### ●書類入所方法

- ・東大阪市役所本庁舎 7 階施設利用相談課もしくは各福祉事務所子育て支援系の窓口にて受け取り
- ・ホームページよりダウンロード

#### ●提出先

- ・東大阪市役所本庁舎 7 階施設利用相談課もしくは各福祉事務所子育て支援系の窓口にて提出

**※郵送での受付は行っておりません。**

